

犯罪被害制度の給付額の見直しに関する意見

(意見)

- 1 犯罪被害給付制度は、犯罪被害により遺族又は被害者本人が受けた経済的影響を軽減することを目的としていることから、被害者の収入と被害の程度に応じて給付額を定める現在の方法には一定の合理性が認められる。
- 2 遺族給付金と障害給付金の給付基礎額を算出するため被害者の収入日額に乘じる 0.7 や 0.8 といった係数は、被害者支援の観点からは合理性を欠くため、引き上げるべきである。
- 3 遺族給付金の給付基礎額に乘じる倍数も引き上げるべきである。
- 4 遺族給付金において、生計維持関係遺族がない場合、特に 20 歳未満の者(子)が被害により死亡した場合の給付基礎額の最低額を大幅に引き上げ、それに応じて、20 歳以上の各年齢層の最低額も同様に大幅に引き上げるべきである。また、給付基礎額の最高額も、係数の引き上げや給付基礎額の最低額の引き上げを見据えて、引き上げることが望ましい。
- 5 遺族給付金における生計維持関係遺族がいる場合の給付基礎額の年齢層毎の最高額と最低額をそれぞれ引き上げるべきである。

(理由)

これまで犯罪被害給付制度による給付を受けた遺族又は被害者には、給付金は役に立ったとしながらも、給付額が十分でなかったとする意見が多く見られる。

そこで、給付金のうち遺族給付金及び障害給付金の引き上げを検討すべきであるが、引き上げ率を決める上でも、その基準と根拠が必要である。

給付額の根拠となっている従来の算定方法は、公害健康被害補償法や労働者災害補償保険法といった、性質や目的、財源の異なる他の補償制度や保険制度から、ある数値はここから、他の数値はあちらからと、寄せ集めた数値と方法に拠っている。それまで同種の制度がなかった立法当時としては、これらの異なる性質の仕組みを援用する必要はあったかもしれないが、犯罪被害給付制度も 40 年以上に亘って運用され、被害者支援の理念や理論も発達した今日、これら性質や財源の異なる他制度の算定方法を絶対視する必要も横並びにする必要もなく、犯罪被害者の受けた経済的ダメージや状況を考慮した上で、被害者支援独自の根拠と算定方法があつてしかるべきである。

(次頁に続く)

遺族給付金と障害給付金の給付基礎額を算定するうえで被害者の収入日額に乘じる0.7や0.8といった係数は公害健康被害補償法に拠るものであるが、特に、遺族給付金において、被害者の収入日額そのものを基準とせず、それに0.7を乗じるのは、死亡した被害者の支出の減少分を考慮する、即ち、亡くなった人の分だけ支出が減るからという理由による。また、労働者災害補償保険法を基にした遺族給付金の倍数(1,530倍から2,450倍)においても、被害者の支出の減少分を考慮したものとなっている。

しかし、亡くなった人がなくなった分、支出が減るので、収入、即ち給付金もその分少なくてよいという理屈は、犯罪被害者(遺族)の場合には適当でない。被害者が亡くなっても、遺族は、医療費、カウンセリング費用、託児費用、傍聴費用、民事裁判費用(弁護士費用も含む)等、被害に関連した様々な支出を余儀なくされるため、支出が減るところか、むしろ増える傾向にあり、それは、収入のない子や配偶者を亡くされた遺族も同様である。しかも、人が減ったという同じ理屈で、係数も減らし、倍数も減らし、と二重に減らすことになっている。さらに、収入日額に係数を乗じた額が年齢層毎の最高額を超える場合は、最高額に抑えられ、さらに三重の減額となる。また、基礎となる収入日額には、賞与(ボーナス)を含めないことになっているため、実際の被害者の収入より低い額が被害者の収入と見なされている。

そこで、係数を現在の0.7や0.8から引き上げるか、或いは、1年の収入のうちわずか153日から245日分に当たる収入を基準として、その10年相当分である1,530倍から2,450倍とする現在の倍数を引き上げること、又は、係数と倍数の両方を引き上げることが適当である。

しかし、係数や倍数を引き上げただけでは十分な給付が行えない場合がある。それが自民党PTの提言にもある、生計維持関係遺族がない場合である。現在の犯罪被害給付制度のうち遺族給付金と障害給付金は、被害を受けた被害者本人の収入の喪失や減少を基本として、その影響を軽減するための算定方法に拠っている。特に、遺族給付金については、亡くなった被害者に収入があり、被害者の収入によって生活していた生計維持関係遺族がいる場合は、被害者の収入に一定程度比例する形で給付額も増減する。しかし、生計維持関係遺族がない場合、例えば、収入のない子や配偶者が殺害された場合、被害者の収入は0円であるので、給付額算定の基礎となる給付基礎額は年齢層毎の最低額となり、非常に低額となってしまう。特に、20歳未満の子が被害者の場合、その最低額は3,200円と非常に低くなっており、倍数も1,000倍に固定されている。

少年犯罪被害当事者の会の方々に協力いただき、お子様が犯罪被害によって亡くなられた遺族に対する犯給制度の給付状況や遺族のご意見について伺ったところ、犯罪被害給付制度の給付金を受給された全員の方が「給付額は十分でなかった」と回答され、その理由として、①被害後、被害を受けた者のための医療費や葬儀費用、弁護士費用など様々な出費があったため、②被害後、遺族自身の医療費やカウンセリング等の費用がかかったため、③被害後、遺族が仕事をすることができなかったため、を挙げている。

(次頁に続く)

そこで、生計維持関係遺族がない場合の給付基礎額の最低額のうち、まず20歳未満の場合の最低額を大幅に引き上げる必要がある。そして、20歳以上の各年齢層の最低額も、20歳未満の場合の最低額の引上げを見据えて、同様に引き上げる必要がある。

また、また被害者の収入日額に乗じる係数を引き上げることから、被害者の収入日額によっては最高額以上となって抑えられてしまう可能性が高まるため、最低額を引き上げたことも踏まえ、生計維持関係のない場合の給付基礎額の各年齢層との最高額も引き上げることが望ましい。

そして、被害者に生計維持関係遺族がいる場合の給付基礎額の最低額は、生計維持関係遺族がない場合の給付基礎額の最高額と最低額を基に定められていることから、被害者に生計維持関係遺族がいる場合の給付基礎額の最低額を引き上げることが適当であり、さらに係数の引き上げや給付基礎額の最低額の引上げを踏まえ、給付基礎額の最高額も引き上げることが望ましい。

以上